

平成31年第1回農業委員会総会議事録

平成31年1月16日（水）第1回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
	4番	三上 雄二		5番	谷川内 茂
	6番	倉脇 敏弥		7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
	10番	久保木 誠		11番	藤本 彰
	12番	山田 條一		13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
	16番	藤澤 和利		17番	仲田 清志

推進委員10人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 人

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第5号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項		農地法施行規則第29条の届について
		農地法第53条の規定による許可を要しない転用について
		法務局照会について
		農地転用期間変更届について
		完了届について
		利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	藤井 和昭
	主査	西川 康裕

(開会時刻 午後 3 時 3 0 分)

藤井次長	委員の皆様明けましておめでとうございます。 只今から、新見市農業委員会第 1 回総会を開催致します。 本日の出席は 2 8 名です。それでは最初に逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましておめでとうございます。 (中略) よろしくお願い致します。
藤井次長	今回は年始めの総会ということで池田市長にご臨席いただいております。ご挨拶をよろしくお願い致します。
池田市長	皆様改めまして新年明けましておめでとうございます。 (挨拶 中略) ご尽力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。
藤井次長	ここで池田市長は他の公務のため退席をされます。 続きまして「農業委員会憲章」の唱和に進みます。今回は 2 番清原委員にお願いします。
清原委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井次長	ありがとうございました。 それでは、ここからの進行は会長よろしくお願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を よろしくお願い致します。 それでは日程 1 「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は、6 番倉脇委員、7 番眞壁委員にお願い致します。 続いて日程 2 「議事」に入ります。 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明 をお願いします。
小川局長	3 条申請が今回 3 件あります。まず 1 番ですが現地を 1 2 月 2 5 日に確 認しております。場所は上熊谷、地目は畑です。移動の理由は売買による 所有権移転です。作物は粟、作業従事者は 2 名です。価格は記載の通りで す。農地法第 3 条第 2 項の状況ですが 1 号の「全部効率利用」ですが、機

械、従事者等も揃っており、農地のすべてを効率的に利用できるものと思われま。2号ですがこちらも法人ではない為該当致しません。3号ですが信託ではないので該当致しません。4号ですが、「農作業常時従事」について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。6号ですが貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、譲渡人は以前夫とイチゴを栽培していたが、夫を亡くし相続を受けたものの、耕作出来ない状況であった。この度譲受人との話がまとまり売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力なども問題なく、面積用件も満たしていること、また、地域調和も支障ないと思われる事から、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

谷岡委員 現地確認を1月6日に小西委員と行っております。事務局が申し上げたとおりに、自分一人では出来ないということで、売買に踏み切ったということです。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員 以前問題があったところですよ。栗ということですが約3反近くあるんですが、何本くらい植えて栽培される予定ですか。

小川局長 本数については特に記載はございません。実際に他の所にも栗を作ったりして出荷をしているというのを聞いております。

後藤委員 何本かもわからんの。植林すれば1反になんぼか植えるでしょ。3反近いところに1本だけ植える、それは確認されてないですか。

小川局長 本数までは確認しておりません。

久保木委員 関連質問で、後藤推進委員から何本植えるのかと、これが将来大きくなったとき現在は何本植えるのか分からないけど、相当のものを植えて収穫するという事になると、5年、10年先に栗であれば最低10年くらい

	は作るでしょう。将来的に近隣に迷惑をかけてしまうということはないですか。
谷岡委員	この間問題になった土地をみんなで見てもらったと思うのですが、近隣には空き屋はありましたがほとんど家がありませんので迷惑をかけることはないと思います。
後藤委員	何本植えるかも確認してないですか。3反からあるのに。荒れたら後は宅地になるん。何になるん。ピオーネでも1反くらいでしょ。
溝尾委員	前のイチゴの栽培のハウスとかは関係のないところですか。
会 長	それは関係ないところですよ。植えるとしたら1反に10本くらいですかね。大体ぶどうがそれくらいだから。
後藤委員	本数が分からないのはおかしいでしょ。
会 長	確認してまた報告致します。
小川局長	後ほど報告します。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ないようですので議案第1号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め1番は申請の通り決定と致します。続いて議案第1号2番の議案について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番ですが、12月14日に確認を行っております。場所は上市、地目は田畑5筆です。移動理由は贈与による所有権移転です。作物は水稻、野菜。作業従事者は3名。第5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えているので該当致しません。7号の地域調和ですが、父から子への家族間の贈与であり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当しませ

	<p>ん。第1号から第4号・第6号についても該当ありません。以上この所有権移転については、申請書類は全て揃っており取得後のすべの農地を利用すること、機械、労働力等も問題なく、面積要件も満たしていること。また家族間の贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>1月7日に泉推進委員と調査しました。場所は●●地内水田については管理の行き届いた休耕田、畑については野菜が作付けされています。問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第1号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、2番は申請どおり決定と致します。続いて議案第1号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>3番です。確認を12月25日に行っています。場所は哲西町大野部、田3筆です。移動の理由は贈与による所有権移転です。作物は水稻、作業従事者は2名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが、当該地区の20aを超えている為該当しません。7号の地域調和ですが、遠方に住んでいて耕作できないため、地元で耕作をしている農業者に贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。第1号から第4号、6号につきましても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしている事、また、地元農業者への贈与の為、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
谷川内委員	確認日は1月13日に奥津委員、三上委員、譲受人と確認しています。場所はJA●●出張所から●●に向かって5kmくらい、哲西と哲多の境目から1kmくらいの所にあります。この土地は元々譲受人が耕作しておりまして、名義を変更して正式に自分のものとして作るというのをされたいということですので問題ないと思います。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問ございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第1号3番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、3番は申請の通り決定と致します。続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	4条の申請は1件です。場所は神郷下神代、確認を12月25日に行いました。現況地目は畑、転用目的は宅地、転用理由は申請地に息子の住宅を新築し、住宅用地として利用するものです。工事期間は許可日から平成31年9月30日、建ぺい率は●●.●パーセントとなっています。申請地は甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在申請者の息子は実家で同居しておりますが、手狭になってきたため実家に近い申請地に息子の住宅を新築するもので、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが土地造成費、建築費は記載の通りで全て自己資金です。
仲田委員	確認日は1月7日、橋本委員、大原委員、井上推進委員と確認をしております。場所は●●小学校のすぐ下です。今、道路改良をしているのですが、そこに隣接した土地で土地的には問題ないのですが、銀杏の木の大きいのがあり、切ってからした方が良いのではという話をしたのですが。面積が●●平米と少ないような感じですが、実際はもう少し広いかないという

	感じはしましたが問題ないと思います。よろしく申し上げます。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第2号の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め本議案は許可妥当と致します。尚、本件は面積が30a未満の為、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。 (はい)
会 長	諮問不要として許可と致します。続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	議案第3号1番ですが、確認を12月25日に行っています。場所は足見、現況地目は畑、転用目的は墓地、転用理由は譲受人には墓がなく、申請地を取得して墓地を新設するというものです。契約の種類は売買による所有権移転で工事期間は許可日から3ヶ月間です。申請地は農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地、第3種農地のいずれの条件にも該当しない第2種農地と考えます。譲受人には墓地がないため母親の実家のある●●の申請地に墓地を新設するための転用であり、申請地以外に適当な場所はなく土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり周辺の農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画は土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで全て自己資金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
神山委員	1月13日に藤本委員、長岡推進委員と譲渡人と確認しています。場所は旧●●小学校から南西へ400m程行った所です。その場所には既に既存の墓地がありましてその隣に新たに墓地が出来るということで問題ないと思います。以上です。

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問 ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第3号1番の議案に賛成の方は挙 手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め本案件は許可妥当と致します。続いて議案第3号2番の 議案について事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、確認を12月25日に行っています。場所は上市、現況地 目は畑2筆です。転用目的は住宅用地、転用理由は自己用住宅の建築のた めということで売買による所有権移転です。工事期間は許可日から平成3 2年3月31日まで、建ぺい率は●●.●パーセントです。申請地は農用 地区域内農地以外であって市街地の区域内または市街化の傾向が激しい 区域内にある農地で第3種農地と考えます。現在譲受人は一戸建ての借家 に住んでいますが、家族が増え手狭になったため住宅を新築するもので土 地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり 周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考え ます。資金計画ですが土地造成費及び建築費は記載の通りで全て借入金で す。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>1月7日に泉推進委員と調査しました。場所は上市の●●大橋の所で す。●●大橋とは市の●●浄水場にかかる橋でその畑です。問題ないと思 いますが、造成費の金額についてはこれが土地の買取価格ではないかと、 大体このくらいの金額の土地です。実際に宅地にする場合の造成費は ほとんどかからないような土地です。問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問 ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので議案第3号2番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め本案件は許可妥当と致します。尚、本件は面積が30a未満の為、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>諮問不要として許可と致します。続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
西川主査	<p>今回、新規の貸し付けが4件出ております。 (議案第4号1番～4番を資料により朗読説明) 新規については以上です。</p>
会長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。</p>
山本委員	<p>確認日は1月6日、小田委員と確認しました。1番と2番連続します。1番は●●集落の一番上流の所から●●●森というところに入る道があるのですがそこを800m程入った所の一画にあります。耕作人はこの近くも耕作されています。2番は●●小学校の前でこの土地は11月の総会で中途解約で出たところで耕作する方は近くで中間管理機構から借りて耕作していますので問題ないと思います。</p>
井上委員	<p>1月7日に大原委員、橋本委員、仲田委員と現地を確認しました。場所は旧●●小学校すぐ裏手にあります。</p>
鈴江委員	<p>1月5日に川上委員、奥山委員と確認しています。場所は●●トンネル越えて500m程●●方面へ行き信号から●●方面へ1.2km程行った所です。貸付人が高齢の為耕作出来ないという事で今後、借受人に作ってもらうということです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問ございませんか。</p>

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第4号新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。
西川主査	再設定が6件出ておりますが、今まで耕作されてきたものの継続ですので問題ないと考えます。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
	(ありません)
会 長	ないようですので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	議案第4号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第5号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	この度1件あります。確認を11月22日と12月14日、2回行っています。場所は草間です。現況地目は雑種地、理由は30年前頃に家を新築する際に発生した廃材や水道工事で発生した土砂を農地に入れ埋立をしており、農地として利用できないということで現地を確認しまして、土を確認、いくらか掘ったりしたところ石がゴロゴロしているという状況でした。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

神山委員	<p>場所は草間●●部落の公会堂から150m～200m程西へ行った所です。一度12月2日に清原委員、長岡推進委員と現地を確認したのですが、その時の現況確認では地表面の細かい奥の所まで確認していなかったので地域の現況から見てカヤ畑がたくさんあるところなので現況では一度は荒れた土地ではないと判断させていただいて、その時は申請者の代理人が申請を取下げたその後12月14日に土を掘った結果等の証明をもたれて私と小川局長とで現地で打合せをさせていただいて、これでは今後農業には使えないであろうという判断をしました。一応写真等があるのですが、私もその掘った穴等を見て砂利と奥深く何を埋めたのかは分かりませんが表面は使えない状態だと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
後藤委員	<p>30年前というと平成の初めですよ。完全に農地法違反です。</p>
小川局長	<p>今おっしゃられたように廃材を入れる、土砂を入れる等は違反転用です。当時水道工事で市が発注した工事でその工事の残土処理について市は地元任せるということで、その工事で出た残土をやむを得ずそこへ入れたということで水道課にも草間簡水の工事がその当時あったということも確認し、やむを得ず残土を入れたということは聞いております。違反転用であったのは間違いないですが、今となっては30年前ということなのでこういう証明願が出たということです。</p>
後藤委員	<p>もう一つ、農地と認定していたということですよ。</p>
神山委員	<p>10月の現地調査の時、その時はさすがに地面の表面を中まで入って出来ないで現地調査の時はカヤが生えた状態で草間台ではカヤを利用される方が多いので、その時の判断はカヤ畑としてAの判断をしています。それを逆に今回の現況確認で荒廃農地等にしてしまうと草間台おおかたになってしまうという判断もありまして、そうさせていただきました。実際代理業者からいただいた書類で事務局と相談したのですが、それでも一応畑の中に入れていただいで、農地としては使えない判断させていただきました。</p>
会 長	<p>1回目の認定の時にはカヤが生えていて、全体に生えていたのか所々だったのかその辺は分かりません。2回目の時にはカヤが刈ってあったのでしょうか。カヤが刈ってあって地表が見える状態だったと。申請者も表面が分かる形にして、神山委員も掘ってみたのでしょうか。掘ってみると耕作出</p>

	来る状態ではないというふうに判断したのであろうと思います。
小川局長	一回農地ということで神山委員も判断をされて一回は取下げをしております。先程言いましたように先方がここは原野というよりは雑種地だということで、雑種地ということであれば中がれき等が入っているから見てほしいということで確認したところこういうものが入っていたと、本当にそうなのかということで資料を求め、実際に掘ってみたということです。
谷川内委員	カヤを刈ったということはカヤを使用したということですか。
神山委員	聞き取り調査では最初から今後利用すると思われる方が刈ってもいいですかということを申請者に確認をとって刈ったようです。刈ってあったので僕たちも逆に利用しているでしょう、という判断で一回目をしたわけです。
谷川内委員	刈ったということは農地です。
神山委員	それで一回目を農地ですという判断をしました。その後で「埋めていますよ」自分でしましたというような証明をいただく形になっているのですが、それをもう使えないので確認をして下さいということで個別確認をしたような形になっています。
会 長	刈ったというのは利用をするためではなくもう一回きちんと見て下さいという為に刈ったようです。
小川局長	確認をするために刈ったということです。
仲田委員	現況証明を受けた後太陽光をするためでしょ。 新築の時の廃材と理由の中に出ているのですが、このときはまだ産廃のほうは大丈夫だったのでしょうか。
会 長	保留ということでもう一回調査をやりなおします。
神山委員	今後農業委員会としてどういうふうに指導したらいいのでしょうか。
会 長	農業委員会としてまた検討しましょう。ここで35分まで休憩とします。

	～ 休憩 ～ (午後4:25～午後4:35)
会 長	時間が来ましたので再開します。栗の本数を報告して下さい。
小川局長	先程の3条の1番の栗の本数ですが20本です。
会 長	続いて報告事項に入ります。
後藤委員	先程の現況証明に戻るのですが、写真を見せてもらったのですが、現状は荒れているように見えます。写真では。申請理由のところを変更したらいいのではないですか。
会 長	保留にしましたので次回によろしくお願いします。 農地法施行規則第29条の届について事務局からお願いします。
小川局長	1番ですが確認を11月29日に行っています。場所は大佐小阪部、現況地目は畑、目的は農機具倉庫です。2カ所あります。●m×●.●m、●m×●mの2つで●●平米です。理由ですが保有する農業車両や機器を簡易的保管庫で管理しているが、維持、管理面と損傷や劣化が著しく進む為、新たに農機具倉庫を新設するというものです。2番ですが場所は哲西町畑木、確認は12月7日に行っています。現況地目は田、目的は農業ハウス(砂利敷き)下に砂利を敷いています。●m×●●mで●●●平米です。理由ですが水稻育苗の為の農業ハウスを設置するというものです。3番ですが、確認を12月7日に行っています。場所は2番と一緒に哲西町畑木、現況地目は畑、目的は農道で●m×●●mの●●m、理由は農道を設置し、農作業の効率化を図るというものです。
会 長	この件について関係地区委員より順次報告をお願いします。
久保木委員	12月20日に確認しました。場所は県道●●●●線。バイパスの分かれからバイパス方向へ100mの所、坂を下った右下です。理由はハウスパイプで簡易倉庫をしていたのですが、台風で飛んでこの度新しく東と西へ2カ所作ると、トラクター等農機具を入れるということです。よろしくお願いします。
谷川内委員	12月2日、農業ハウスなので無許可でもいいのではないかということを書いていたのをストップをかけた上で、届出をしてもらうようにしています。確認は三上委員、奥津推進委員と確認しています。現在進行形でほぼ出来ています。ハウスはまだ建っていませんでした。ハウスを建てる予

	定と水稻の育苗の為と進入路がいるということで農地を転用しています。ハウスの隣に運搬する進入路を作ると言うことで畑をつぶしています。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	法務局照会が1件あります。確認を11月27日に行っています。現況地目は雑種地ということで2筆あります。場所は正田、理由は平成24年1月30日付けで農地法第5条による一時転用許可を受け1筆は露天資材置き場、もう一つは進入路として利用しており、現在に至っているというものです。
会 長	関係地区委員の報告をおねがいします。
藤澤委員	12月1日に現地を確認しています。場所は●●クリニックの右横に道がありその道を約100m入った左側です。砂利等もおいてあり資材置き場として使っております。逸見会長、三輪推進委員と確認しています。
会 長	農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	期間変更届が2件出ています。1番、豊永宇山地内、畑1筆、4条による進入路への一時転用、平成30年8月9日までの予定でしたが工事用地の造成に日数を要したため平成31年3月31日までの変更が出ています。2番、大佐小阪部地内、畑1筆、29条による農道整備、平成30年12月31日までの予定でしたが隣接農地の転用工事と同時で工事するため平成31年7月31日までの変更が出ています。
会 長	この件について関係地区委員より説明をお願いします。
藤本委員	申請人本人と1月9日に会いまして、話を聞くとここの理由にあるように造成に少し日数を要しすぎたと言うことで変更届を出したと言うことですので完了次第正式な完了届を出すということですのでよろしく願います。
久保木委員	1月13日申請者から電話があり、業者が同一業者で工事を一緒にしたいということで変更届を出しました。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
西川主査	完了届8件出ています。1番、高尾地内、4条による露天駐車場への転

	用。2番、馬塚地内、4条による墓地への転用。3番、法曾地内、農地改良届による嵩上げ。4番、法曾地内、53条による携帯電話無線基地局。5番、草間地内、53条による携帯電話無線基地局。6番、上市地内、農地改良届による嵩上げ。7番、哲多町田淵地内、4条による車庫、物置増築の転用。8番、哲西町矢田地内、農地改良届による嵩上げ。
会 長	この件について関係地区委員より確認日の報告と補足説明があればお願いします。
倉脇委員	1月16日に現地を確認しています。駐車場になっていました。
眞壁委員	1月7日に泉推進委員と調査しました。出来上がっていました。もう1件、6番です。国道のほとりで毎日見ているところできちんと出来上がっています。以上です。
藤澤委員	確認は逸見会長、三輪推進委員とで12月1日にしました。総会の時報告したとおりです。以上です。4番につきましても12月1日に確認をしています。申請の通りできています。
神山委員	1月13日に現地確認しました。図面通りのアンテナができていました。
奥山委員	1月5日に川上委員と鈴江委員と確認しました。物置ができていました。
三上委員	1月13日に谷川内委員、奥津委員と確認に行きました。嵩上げができていました。
会 長	次に利用権設定中途解約の合意書について事務局の説明をお願いします。
西川主査	2件出ています。1番馬塚、田1筆。2番千屋花見、田1筆。
会 長	この件について関係地区委員より順次報告をお願いします。
泉委員	1月7日に眞壁委員と現地を確認しました。借受人の親戚が体調を崩し、中間管理機構の方でしているのですが、メンバーも亡くなったということで大変忙しいということ。貸付人の方に若い方がおられるということでこのようになりました。よろしくをお願いします。

山本委員	1月6日に小田委員と現地を確認しました。書いてありますように借り手の方が高齢になったためということです。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
小川局長	<p>事務局から協議事項につきまして一つは先月の総会で屋根材に太陽光パネルを利用している農業ハウスで発電する場合の取り扱いについて説明させていただきましたが、今回資料をお配りしておりますのでご覧いただければと思います。屋根にのっているのは太陽光発電用のパネルです。換気扇が一部見えたり、室外機があったり入り口にはパワーコンディショナーということで発電したものを売電したり、自家消費したりする変換する機械がついています。このような状況のハウスについて●●●●で以前キクラゲ等の菌床栽培用のハウスを設置して栽培をしております。屋根は耐久性遮光率が良いということでソーラーパネルを使用していた。室内には換気扇、エアコンを設置している。外壁には発電を想定してかパワーコンディショナーの機器があった。平成29年12月に新見市農業委員会で当該施設を確認したところ発電を行っていなかったし、コンクリート敷きや基礎はなく金属パイプを土中に差し込みカーブネットと波板で囲むという簡易な構造であるので許可、届け出は不要との判断をしていました。このような事例、施設において発電する場合許可または届け出が必要かどうかということで県へ確認のうえ平成30年11月12日、11月総会の後の農地部会で対応方針を協議したものです。その結果を報告させていただきます。県の回答は屋根材としてソーラーパネルを発電用に利用し、農業用ハウス内にエアコン等電力を消費しない場合、または消費電力を過度に上回る様な場合は営農設備とはみなされないのので許可が必要となります。これは当該施設が耕作のための農業用ハウスと発電施設との2面性を有し、発電施設については農地と農地以外に利用すること農地転用にあたるためということで回答がありました。これを受けて農業委員会としての対応ですが農地部会では売電目的の発電の場合、自家消費目的の発電の場合この二通りがありますので売電目的の発電の場合は許可が必要である。ということで支柱を立てて営農継続する太陽光発電設備についての農地転用許可になります。自家消費目的になります。これについては転用許可、届け出は不要。ただし太陽光発電設備の発電能力が自家消費電力量相当かどうかの判断が必要なため農業委員会への協議が必要ということで確認をしました。太陽光発電設備の発電能力が営農の為に栽培管理上必要な電気機器、エアコン、換気扇等の使用によって必要となる消費電力量が年間の内に発生する最大消費電力量以下であることが必要である事から</p>

	<p>当該施設に設置している太陽光発電設備の発電能力と最大消費電力のわかる資料、それらの比較がわかる説明資料及び根拠資料、太陽光パネルや電気機器のカタログ等、施設の平面図、立面図、電気機器の配置図の提出をもとに確認する。という対応で行っていかうということで確認をしていました。これについて今回協議の一つに挙げさせていただきました。</p>
会 長	<p>ご質問はありますか。</p>
後藤委員	<p>自家消費の場合は届出もいらわないのですか。</p>
小川局長	<p>あくまで営農の為の発電ということであればいらわないということです。県の判断もそういう判断です。</p>
後藤委員	<p>農業用倉庫には届け出がいらわないのにこれにはいらわないのですか。</p>
会 長	<p>農業用倉庫はありますがこの発電設備でというか屋根の代わりにパネルを置いているのです。下は土です。菌床栽培の温度を保つ等の使用目的でしている。それを今度売電しても良いかと言っていると。売電をするのなら中で物を作らなくなってもダメです。中で使う機器と発電の関係は大きいといけないわけです。自家使用出来る範囲なら。</p>
谷川内委員	<p>ちょうどというわけにはいかないでしょ。</p>
会 長	<p>それはちょうどというわけにはいかないから足りないときは買ったりしないといけない。</p>
小川局長	<p>余った場合は売ってもいいとなっています。</p>
会 長	<p>トータルで使う量を夜は使えないのだから年間平均がいくらで昼間の発電がいくらで昼間に良く発電するようなら売らないといけない。夜に足りないのは買わないといけない。許容される範囲内ならいいですよ。</p>
谷川内委員	<p>言っていることはわかりますが、実際は売る目的でしているのだからもう少し見解をはっきりしてもらわないと。</p>
後藤委員	<p>届け出が不要というのが片方は厳しくしているのにわかりにくいです。自家発電しますと言っても売電したらわからない。不要と言うのはおかしい。</p>

会 長	それはいくら発電するのかというのもあるし、機器でいくら使うのかというのわかるものを提出してもらおうようにしています。今、写真にあるものについてはこの中ではこの程度はいるであろうということです。農業用ハウスと同じですが屋根にパネルをしているということです。
後藤委員	そのパネルから生まれた電力は自家消費するのでしょうか。農業用に使わなくてもいいということですか。
小川局長	営農するのが前提ですので、営農されなければそれは違反転用になります。
橋本委員	営農で使うのだけど、できるのが120だとしたら20は売らないと行けないでしょう。そうなった場合は営農が100、売るのは20だったらその時の判断はどうするのですか。だめということですか。
後藤委員	届け出をしない、黙ってしていてもわからないのでしょうか。容量が多いや少ないは届を出してもらわなければわからないわけでしょう。それが届を出さなくてもいいのなら何もわからないでしょう。
小川局長	現状としてパネルのあるハウスが実際にあり、そこで椎茸栽培をする、キクラゲ栽培をするのであれば届出も何もいらぬです。その中で発電をするのであればそこで初めて確認をします。
三上委員	口約束で資料を出して下さいと約束していても届が残っていないと5年、10年先例えばキノコ経営の規模を変動する事もあるでしょうし、能力が落ちるといふこともあるでしょうし何か書き物は残しておかないと「あのときはこういう話だった」となっても人も変われば、こういうときは書き物が一番必要ではないかなと思います。
小田委員	新見市の農業委員会は農地にパネルをするにあたっては、申請をしないというのが一番簡単ではないですか。新見市農業委員会では。大きい、小さい関係なしに全て申請をしないか。と思うのですがどうですか。
会 長	今はパイプハウスという取り扱いにしている訳です。パイプハウスはみんな届出なしにしている。
山田委員	農地法29条の届で、農機具倉庫を建てると、その上にはしても良いのでしょうか。

小川局長	農機具倉庫は大丈夫です。
山田委員	29条ならハウスもありますよね。
小川局長	ハウスというのは中で営農する場合のハウスということですか。
山田委員	29条のハウス。
小川局長	下が土の場合は届け出はいらませんが、砂利やコンクリート敷きにする場合は転用なので、そこを耕作に使わず倉庫として使う場合で200平米以下はならない。特例で届出なくて良いと。
谷川内委員	ハウスは僕の所ですけど、結局土を10cmほど埋め立てたんです。田んぼのままでハウスを建てるなら僕も何も言わなかったのですが、先月12月2日に違う案件で見てまわったときにもう埋め立ててあったのでストップをかけて「埋めるのなら届を出して下さい。」ということがありました。
後藤委員	要は、片方は厳しくしている訳だし違反転用が多いと言っている中で自家消費なら届はいりません。というのは確認も何もできないので届はしてもらわないと。
小川局長	農地部会でまた協議させてもらいます。
会 長	この件については届け出がするように、太陽光パネルを仮に置く場合は届け出をして下さいというようなことで。農地部会を開いてまた検討します。
小川局長	もう一点、●●における●●団地の違反転用についてですが、12月総会でも報告させていただいていますが、勧告をしていましたが期限を過ぎても改善されないため、前回総会終了後に調整会議を行いました。その結果、行政手続法に基づいて弁明の機会の付与をすることになり、12月20日付けで先方へ弁明の機会の付与通知書を送付していました。弁明書が1月10日に事務局へ届きました。その内容につきましては、「当該法面は荒廃しており、急傾斜でもあり、耕作出来ない土地であるため農地ではないとの主張を繰り返しており、このことについてこの総会前に調整会議を開催させていただき協議をさせていただきました。その結果ですが、調整会議には県の方にも来ていただいて協議を行いました。今回弁明の機会の付与を行ったことで法的には原状回復命令を発令する事も可能ですが、

	<p>弁明書にあるこの回答に対して農業委員会としての意見を添えて、更にF I T法に基づき、経済産業省に通知する旨を記載して、違反転用になっているというこの通知をすることになりました。内容につきましては県とも今後協議をした上で送付し、その結果についてまた後日報告させていただきます。F I T法は経済産業省に報告することにより、違反転用があればそれを是正しなさいということで経済産業省から指導を行うことができる法律です。最終的には認定取り消しということで売電ができなくなるということです。</p>
会 長	<p>続いてその他事務局からお願いします。</p>
藤井次長	<p>次回の日程は2月15日(金)の9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。3月以降は3月15日(金)9時30分から開催となります。会場は2月総会でお伝えします。議会の日程がありますので多少変動もありますのでよろしくをお願いします。</p>
西川主査	<p>視察研修の決算報告について 源泉徴収票について</p>
会 長	<p>他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>谷岡代理が閉会の挨拶を行います。</p>
谷岡代理	<p>(閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午後 5 時 20 分)</p>	